

令和 3 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(第 2 次)

市 産 業 環 企 農
民 業 委 員 会
民 經 境 業
部 済 部 部 局
事 務 局

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和３年度第２次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 市民部、産業経済部、環境部、企業局、 農業委員会事務局

3 監査の実施期間

令和３年 12 月 1 日（水）から令和４年 2 月 8 日（火）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和３年 10 月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和３年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

（市民部）

〔歳入〕

- 1 市民税 (税務課)
 - (1) 個人の市民税
 - (2) 法人等の市民税

- 2 市たばこ税 (税務課)

〔歳出〕

- 3 消費生活センター事業費 (市民生活課)
- 4 個人番号カード交付事務費 (市民課)
- 5 賦課徴収費 (納税課)

〔物品〕

- 6 物品の管理 (市民課、納税課)

（産業経済部）

〔歳入〕

- 1 エコサンクセンター使用料 (産業振興課)
- 2 動物園ゆめ基金寄付金 (観光おもてなし課)

〔歳出〕

- 3 中小企業新規創業促進費 (産業振興課)
 - (1) 中小企業新規創業支援事業費
 - (2) 起業家支援事業費補助
- 4 ともだちや絵本美術館管理運営費 (観光おもてなし課)
- 5 担い手育成事業費 (農林水産課)
 - (1) 農業次世代人材投資交付金
 - (2) 中高年就農給付金
- 6 マイポートみいけ利用促進費 (三池港・みなと振興室)

〔物品〕

- 7 物品の管理 (産業経済総務課、農林水産課)

（環境部）

〔歳入〕

- 1 浄化槽汚泥処理手数料 (環境業務課)
- 2 資源物売却収入 (環境業務課)

3 資源物売却収入 (環境施設課)

[歳出]

4 大気汚染・悪臭調査費 (環境保全課)

5 リサイクル処理委託費 (環境業務課)

6 リサイクルプラザ整備事業費 (環境施設課)

[物品]

7 物品の管理 (環境総務課、環境保全課)

(農業委員会事務局)

[歳出]

1 農業委員報酬

国民健康保険特別会計

(市民部)

[歳入]

1 国民健康保険税の賦課徴収 (保険年金課)

水道事業会計

[支出]

1 賃借料

2 負担金及び交付金

[物品]

3 物品の管理 (総務課、上水道課)

公共下水道事業会計

[支出]

1 委託料

2 賃借料

[物品]

3 物品の管理 (下水道課、施設課)

【個別指摘事項】

国民健康保険特別会計

(市民部)

1 国民健康保険税の賦課徴収 (保険年金課)

令和2年7月豪雨災害により被災した被保険者等に係る国民健康保険税減免取扱基準において、令和2年度相当分の国保税で既に減免申請を行った者については、令和3年12月末日納期限までに相当する月割り算定額を減免し、申請についても省略できるとなっているが、市税条例第126条では「減免を受けようとする者は納期限までに申請書を提出しなければならない」とあり、令和2年度に減免認定された者が令和3年度減免申請を省略できる定めはない。

減免の取扱いにおいて、条例と取扱基準が整合するよう整備するとともに、条例等に基づく適正な取扱いに努められたい。

水道事業会計及び公共下水道事業会計

企業局事務決裁規程で局長決裁と規定されている決裁事項について、局長代理が代決している事例が見受けられた。

同規程第9条には、局長が不在のときは調整監が代決するという規定があるが、これは局長が出張又は病欠などのため一時的に不在の場合に調整監が代わって決裁できることを規定したものであり、当初から局長が置かれていない場合を想定したものではない。また、代決することができるのは調整監であり、局長代理ではない。

現行の企業局事務決裁規程に沿った決裁が行われていない。

企業局事務決裁規程について、現行に即した規定となるよう早急に改正を行われたい。

また、企業局事務分掌規程第4条では、「局に局長及び調整監を置く」と規定されているが、局長及び調整監は置かれておらず、局長代理を置く規定もない。さらに、同規程第2条及び第3条に規定されている組織及び分掌事務についても、現在の組織機構に即した規定になっていない。

企業局事務分掌規程について、現在の組織機構に即した規定となるよう早急に改正を行われたい。

なお、局長については、この3年間置かれておらず、調整監及び局長代理がその職務を代理する状態が続いているが、企業局事務分掌規程第5条に規定されているとおり、局長は企業管理者を補佐し、企業局内の事務を統括する職務を担うものであるため、代理状態が続くことは企業

局の組織運営上好ましくない。役職として局長を置くことが望ましいと考える。

公共下水道事業会計

1 委託料

企業局契約事務規程では、契約に関する事務については、大牟田市契約規則の例によるとなっているが、予定価格 30 万円以上の契約で発注回がなかったり、検査確認書が作成されていない事例が見受けられた。

契約に関する事務について、企業局契約事務規程に沿った適正な事務処理に努められたい。

2 賃借料

公用車リース契約の賃貸借期間が 4 月 1 日から 5 月 17 日までとなっているが、5 月分が支払われていない事例が見受けられた。

これは、平成 16 年 5 月 18 日から 5 年間の長期継続契約を締結しており、当該契約終了後の平成 21 年度からは、再リース契約を① 4 月 1 日～5 月 17 日と② 5 月 18 日～3 月 31 日に分けて締結し、5 月分は②の再リース契約で支払われていたが、令和 3 年度は①の再リース契約しか締結しなかったため、4 月分のみの支払いとなっていたものである。

賃借料は、契約書に基づき適切に支払いを行うとともに、年度毎の契約期間にする等、適正な契約締結に努められたい。